

意見書

平成 22 年 1 月 27 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

電話番号

FAX 番号

検証結果案	意見
<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。</p> <p>なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、09年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)を踏まえ、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。</p> <p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点(意見5～6)について昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>当社は、これまで、総務省殿より示された従前の検証結果及びその考え方に対して、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえ、意見を提出させていただいておりますが、今回の検証結果案は、従前の検証結果をそのまま踏襲するだけで、「NTT東西の今回の意見を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められない」とされており、当社意見に対する具体的な検証や考え方は示されていません。</p> <p>競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものであることにより、事業法等の適切な運用を確保すること」を目的に創設されたものであることから、IPブロードバンド市場がPSTNとは異なり、以下のような環境にあることを十分に踏まえ、これまでの当社意見(別添)を再度検討のうえ、指定要件や指定の対象に関する検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網(NGNを含む)を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること。</p> <p>(2) ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のIP通信網に依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。</p> <p>(3) 現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年</p>

検証結果案	意見
<p>イーサネット系サービス等のデータ通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見10)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p> <p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>(ア) イーサネットサービスに係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見16～18)について</p> <p>イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることにかんがみると、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。</p> <p>この状況に現時点で特段の変化もないことから、イーサネットサ</p>	<p>3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。</p> <p>(4)それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のIP通信網のみを指定とする理由とはならないこと。</p>

検証結果案	意見
<p>ービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>(イ) 次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)の帯域制御機能や認証・課金機能(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見19)について</p> <p>接続ルール答申で示されたとおり、プレゼンス情報提供機能やセッション制御機能等のNGNのプラットフォーム機能については、他事業者の求める情報がSIPサーバで把握可能な情報か否かについて検討することや、SIPサーバに対して複数の指示が来た場合のセッション制御の方法や、NGNの外部からの指示で通信当事者に無確認でセッション制御することのセキュリティ又は個人情報保護上の課題等について検討することが必要となる。このため、まずは当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議を行い、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、これらの協議状況を注視し、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを確認した上で、アンバンドルの要否を検討することとしているところであり、NTT東西に対して、2010年3月末までにその協議状況について報告を求めているところである。</p> <p>なお、NTT東西においては、NGNに新たな機能追加を行う場合には、接続事業者等に対して、可能な限り速やかに情報提供を行うことが期待されるところである。</p>	

検証結果案	意見
<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>(ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点(意見10、11)について</p> <p>これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p> <p>(イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見12～15)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p>	

検証結果案	意見
<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。</p> <p>なお、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、接続ルール答申を踏まえ、モバイル市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。</p> <p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見22)について</p> <p>接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p>	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。したがって、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p> <p>また、2009年12月25日に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」が公表されておりますが、当社としては、二種指定事業者ではないソフトバンクモバイル殿が、携帯電話事業者の中で最も接続料が高く、新規参入事業者であるイー・モバイル殿と比較しても約2割も高い接続料を設定していることを踏まえれば、今回策定する接続料算定等に係るガイドラインについては、全ての携帯電話事業者を対象にすべきであると考えます。</p> <p>仮に、今回、第二種指定電気通信設備事業者以外の事業者については、本ガイドラインに基づく接続料算定を自主的な取組みに委ねることとした結果、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られない、事業者間の接続料格差が縮小しない等、現在の携帯電話接続料の問題点が解消されない場合には、総務省殿において直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p> <p>本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT東西に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項、その他の事項に区分して列挙する。</p> <p>ア NTT東西に所要の措置を要請する事項</p> <p>NTT東西の県域等子会社(100%子会社)等を通じた共同営業等は脱法行為であり、県域等子会社に対し禁止行為規制を適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見27)について</p> <p>NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、一昨年度及び昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況についても報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。</p> <p>本年11月18日に、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)の子会社であるNTT西日本-兵庫の社員が、他事業</p>	<p>【県域等子会社との役員兼任状況の報告について】</p> <p>県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されています。</p> <p>会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じています。</p> <p>また、当社及び県域等子会社の社員向けに公正競争要件の遵守に関するマニュアルを整備するとともに、研修会やeラーニング研修等を実施し、社員教育の徹底を図っています。</p>

検証結果案	意見
<p>者のDSL利用状況等の顧客情報を販売代理店に不適切に提供していた事案が判明したとのNTT西日本による報道発表(以下「NTT西日本報道発表」という。)がなされたことを受け、総務省は、同日、NTT西日本に対し、電気通信事業法第166条第1項等の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告(以下「NTT西日本報告」という。)を求めたところである。当該報告を精査の上、電気通信事業の公正な競争を確保するため適切に対応していくこととする。</p>	

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

イ 指定の対象に関する検証

【基本的な考え方】

現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話のメタル回線やネットワークを前提に、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況を念頭に導入されてきたものですが、その後、我が国では、世界で最もオープン化が進展しており、ブロードバンド市場においては、FTTH、ADSL、CATV及び高速無線アクセス等、他事業者による多種多様なアクセスラインが提供されるとともに、ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大きく変化しています。

昨年度の検証においては「特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当」とされていますが、競争セーフガード制度は、毎年度、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすること」を目的に創設されたものであると考えます。

したがって、今年度の検証にあたっては、現時点における市場環境・競争環境を十分検討した上で指定電気通信設備の棚卸しを行い、「不可欠性」のない以下の設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

【NGN、地域IP網及びひかり電話】

当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。

・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。

中継ダークファイバの提供実績：

151事業者、2,986区間、約4.6万芯(2007年3月末)

⇒157事業者、3,289区間、約5.2万芯(2009年3月末)

局舎コロケーションの提供実績：

127事業者、1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末)

⇒121事業者、1,996ビル、約4.8万架(2009年3月末)

・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。

(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。

・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。

(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。

なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由は、以下のとおり、合理的な理由とはならないと考えます。

【NGNの昨年度の検証結果】

昨年度の検証では、当社のNGNについて、

- ①NGNはシェア70%超を占めるFTTHサービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者にとって利用の公平性が確保された形で、自網とNGN接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であること、
- ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNは、メタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有していること、から、第一種指定電気通信設備として指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のNGNを指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービス提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定とする理由とはならないこと。

【地域IP網の昨年度の検証結果】

昨年度の検証では、地域IP網について、

- ①少なくとも2010年度時点を見据えた場合、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTHサービスが、FTTH市場のシェアの70%を超える状況の中で新規契約数では約80%を占める状況にあることを踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないこと、
 - ②現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、
- から、第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社の地域IP網を指定設備化する合理的な理由にはならないと考えます。

- ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

【ひかり電話網の昨年度の検証結果】

昨年度の検証では、ひかり電話網について、

- ① 固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、
- ② OAB～JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、2008年6月時点で72%(番号ベース)であること、から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のひかり電話網を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定とする理由とはならないこと。
- ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話シェアは30%(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。
- ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは6%であり、ソフトバンクモバイル殿が2000万番号を超えている中で、ひかり電話は788万番号(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。

【イーサネットサービス等のデータ通信網】

イーサネットサービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

- (1) イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、18%(2008年9月末)であり、競争は十分に進展していること。
- (2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。

なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、

- ① 現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、
 - ② イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、
- から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のイーサネットサービス等のデータ通信網を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。

【局内装置類及び局内光ファイバ】

メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

- (1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。

他事業者OLT設置ビル(延べビル数)の推移:

906ビル(2007年3月末)⇒947ビル(2009年3月末)

- (2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、85%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。

自前局内光ファイバの推移:

79%(局内光ファイバ総数184千芯のうち他事業者による自前敷設が

145千芯(2007年3月末)⇒85%(局内光ファイバ総数258千芯のうち

他事業者による自前敷設が220千芯(2009年3月末)

なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。

しかしながら、当社の加入者光ファイバにはボトルネック性はないことに加え、少なくとも現時点ではアンバンドルされていることから、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバとは切り離して検討されるべきであり、上記の理由は当該設備を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

【加入者光ファイバの非指定設備化】

現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。

しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

- ・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。
- ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。
- ・線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,986万世帯(東西エリア計:2008年3月。再送信のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること。
- ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。
- ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。

なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、

- ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、
- ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、
- ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに指定を行うこととされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定を行う合理的な理由にはならないと考えます。

- ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。
- ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面の優位性もないこと。また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。

【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】

現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。

しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。

それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。

加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

【NGN等に係るアンバンドル機能】

NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。

具体的には、現時点、接続実績がない下記の機能について、アンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。

- ・一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし)
- ・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし)
- ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ)
- ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ)
- ・イーサネットフレーム伝送機能(実績なし)

なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。

また、ひかり電話が指定設備化されたことによって、事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。